

物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (所得税・法人税・固定資産税・都市計画税)

物流分野における労働力不足や環境負荷低減の重要性の高まり等に対応するため、物流総合効率化法の認定計画に基づき、認定事業者が取得した事業用資産に係る特例措置を2年間延長する。

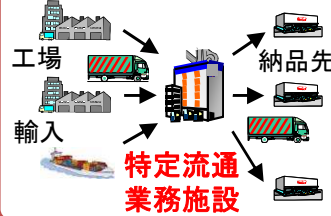
施策の背景

背景

- インターネット通販の急速な拡大等により、多頻度少量輸送・時間指定配達等の物流に対する需要が多様化かつ高度化
- 近年のトラックドライバー不足により、高度化する物流を支えきれず、物流が停滞する事態が発生
- 物流の担い手であるトラックドライバー不足への対応が急務であり、省労働力型の物流体系の構築が必須

輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進

輻輳した輸送網を集約し、効率的な物流体系を構築。



「トラック予約受付システム」の導入による、特定流通業務施設の荷待ち時間の削減



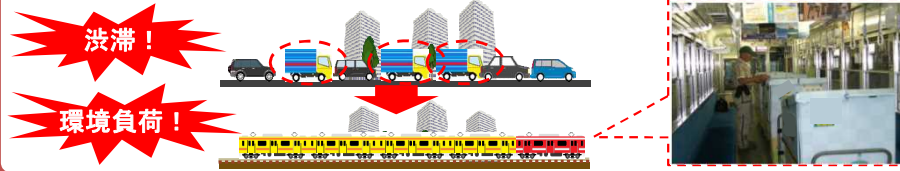
事業の効果

輸送網の集約や、荷待ち時間の削減等により、

- ① 輸送フローの効率化
- ② 生産性の向上
- ③ CO₂の排出量削減

都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築

旅客車両1編成の全部又は一部のスペースを活用し、車両基地間での幹線輸送や途中駅での貨物積卸しを実施。



事業の効果

モーダルシフトの推進により、

- ① CO₂の排出量削減
- ② トラックドライバー不足対策
- ③ 定時性・スピード性に優れた貨物輸送

要望の結果

特例措置の内容

- 輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進
 - 【所得税・法人税】倉庫用建物等について、5年間10%の割増償却
 - 【固定資産税・都市計画税】倉庫について、課税標準を5年間1/2に軽減
 - 【固定資産税】附属機械設備について、課税標準を5年間3/4に軽減
- 都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築
 - 【固定資産税】貨物用鉄道車両について、課税標準を5年間2/3(※中小鐵軌道事業者は5年間3/5)に軽減
 - 【固定資産税】貨物搬送装置について、課税標準を5年間3/5に軽減

結果

- ・現行の措置を2年間(平成30年4月1日～平成32年3月31日)延長する。